教育著作権検定

　　　　　レポート

2024年3月9日

内容

* ビジネスと法
  + 契約
  + 著作権と所有権の相違
  + 知的財産権としての著作権
  + 「著作権」という言葉の意味
* 著作権
  + 著作権の要件
    - 著作物の定義
    - 「思想または感情」
    - 創作性
    - 表現
    - 著作物該当性に関するその他の問題点
  + 著作物の例示など
    - 著作物の例示
    - 権利の対象とならない著作物
    - 応用美術
  + 特殊な著作物
    - 二次的著作物
    - 編集著作物
    - データベースの著作物
    - 共同著作物
* 著作者
  + - 著作者の定義
    - 著作者の推定
  + 職務著作
    - 職務著作とは何か
  + 映画の著作物の著作権
    - 映画の著作物とは
    - 映画の著作物の著作者と著作権者

# 著作者人格権

‣著作人格権

　　‣著作人格権とは

‣公表権・氏名表示権・同一性保持権

　　‣公表権

　　‣氏名表示権

　　‣同一性保持権

‣著作者人格権が侵害された場合の対応

　　‣差止請求、損害賠償請求、不当利得返還請求

　　‣名誉挽回の措置、著作者又は実演家の死後における

　　 人格的利益の保護のための措置

# 著作権

‣総論 著作権とは

‣支分権

　　‣複製権

　　‣上演権及び演奏権

　　‣上映権

　　‣公衆送信権等

　　‣口述権

　　‣展示権

　　‣頒布権

　　‣譲渡権

　　‣譲渡権の消尽

　　‣貸与権

　　‣翻訳権・翻案権等

　　‣二次的著作物にかかわる原著作者の権利  
　‣総論

　　‣著作権の制限とは

　　 ‣著作権の制限(私的使用)

　　‣私的使用のための複製

　　‣該当要件

　　 ‣著作権の制限(教育・図書館関係)

　　‣図書館等における複製等、図書館等における複製行為者の概念

　　‣「図書館」とは

　 　　‣教科用図書等への掲載

　 　　‣学校その他の教育機関における複製等

　 　　‣「授業における過程」・「教育機関」とは

　 　　‣試験問題としての複製等

　　 ‣著作権の制限(引用・転載)

　 　　‣「引用」とは

　 　　‣引用の要件と効果

　　 ‣著作権の制限（非営利無償）

　 　　‣非営利無償の上映等

　　 ‣著作権の制限（その他）

　 　　‣マスコミ関係、プログラムの著作物、美術の著作物、障害者関連

　 　　‣私的録画

　 　　‣技術的保護手段の意義及び技術的保護手段を回避してんお複製

著作物の保護期間

　　 ‣保護期間の原則

　 　　‣保護期間の始期と存続期間

　 　　‣各著作物の保護期間

　　 ‣保護期間の例外

　 　　‣相互主義

　 　　‣戦時加算

著作権の変動と著作物の利用

　　 ‣権利の変動

　 ‣著作権の譲渡

　 ‣譲渡に関する特例（２７条・２８条の特掲について）

　　 ‣著作物の利用

　　 ‣利用許諾

　　 ‣出版権の設定

　　 ‣質権

著作権の登録

　　 ‣著作権の登録

　　 ‣実名、発行年月日等の登録

　　 ‣第三者に対抗するための著作権の登録

　　 ‣プログラムの著作物の創作年月日の登録

　　 ‣プログラムの著作物の登録に関する特例

著作権の登録

　　 ‣著作権の登録

　　 ‣実名、発行年月日等の登録

　　 ‣第三者に対抗するための著作権の登録

　　 ‣プログラムの著作物の創作年月日の登録

　　 ‣プログラムの著作物の登録に関する特例

著作隣接権

　　 ‣総論

　　 ‣著作隣接権とは

　　 ‣著作隣接権(実演家の権利)

　　 ‣実演家人格権

　　 ‣ 実演家の著作隣接権

　　 ‣著作隣接権(レコード製作者の権利)

　　 ‣レコード製作者の著作隣接権

　　 ‣著作隣接権(放送事業者、優先放送事業者の権利)

　　 ‣放送事業者、有線放送事業者の著作隣接権

　　 ‣著作隣接権(保護期間、制限規定等)

　　 ‣保護期間、制限規定等

著作権の侵害と救済

　　 ‣著作権の侵害

　　 ‣著作権・著作者人格権等の侵害

　　 ‣みなし侵害

　　 ‣みなし侵害～国外頒布用商業用レコードの還流(輸入)～

　　 ‣差止請求

　　 　　 ‣差止請求とは

　　 ‣損害賠償請求

　　 　　 ‣損害賠償請求とは

　　 ‣刑事罰

　　 　　 ‣著作権侵害罪

著作権の周辺問題

　　　・肖像権・パブリシティ権など

　　 　　 ‣プライバシーに関する権利、肖像権、パブリシティ権

　　 　　 ‣物のパブリシティ権

著作権・著作隣接権に関する国際条約等

　　　・国際条約（ベルヌ条約、万国著作権条約）

　　 ‣国際条約（ベルヌ条約、万国著作権条約）

　　　・外国人が創作した著作物の取り扱い

　（著作権法による保護を受ける著作物）

著作権ビジネス

・ビジネス類型毎の留意点

・ビジネス類型毎の留意点

　 著作権信託

　　　　　・著作権信託について

著作物の制作を委託・受託する際の留意点

一般的な著作物（Webサイト・ポスターなど）の場合

　　 ・著作権の帰属、納品物の権利帰属・権利処理の問題点

ソフトウェアの場合

・著作権の帰属、納品物の権利帰属・権利処理の問題点

情報社会と情報モラル

・情報社会と情報モラル

著作権と所有権の相違

著作権

　著作権者…その著作物について著作者人格権と著作権を享有するもの。

　著作物 …「思想又は感情を創作的に表現したもの。文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの」をいい、それは著作権法１０条１項で例示されています。

著作権….著作者の財産的利益を保護する権利。複製権(21条)、上演権及び演奏権(22条)、上映権、公衆送信権、口述権、展示権、頒布権、譲渡兼、貸与権（２６条の３）、翻訳権・翻案権（２７条）、二次的著作物の利用に関する権利（２８条）など著作権法で定める個別の権利（支分権）を総称したものです

所有権

　　一般的に、物に対する全面的かつ排他的な支配を及ぼすことができる権利があるとされていること。

民法２０６条は、法令の制限内という留保つぎながら、基本的に「自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利」であると定められている。